

Acknowledgment

英文後に日本文があります

EXPORT ADMINISTRATION REGULATIONS (EAR)

By signing this acknowledgment, I fully understand the purchase of **the products is/are regulated under U.S. export regulations**. I may not proceed with a transaction knowing that a violation of U.S. export regulations may occur or has occurred. I also fully understand no false or misleading representation, statement, or certification, or falsify or conceal any material fact, either directly to Bureau of Industry and Security, USA or an official of any other United States agency, or indirectly through any other person in the course of export control approval.

Under U.S. Export Administration Regulations (EAR), I may not sell, transfer export, re-export, finance, order, buy, remove, conceal, store, use, loan, dispose of, transport, forward, or otherwise service, in whole or in part, any item subject to the EAR and exported or to be exported with knowledge that a violation of the Export Administration Regulations, the Export Administration Act or any order, license, License Exception, or other authorization issued thereunder has occurred, is about to occur, or is intended to occur in connection with the item.

In case I believe I may have violated the Export Administration Regulations (EAR), I must submit Voluntary Self Disclosures (VSD) to Bureau of Industry and Security, U.S.A., whom carefully reviews VSD to determine if violation(s) of the EAR has/have occurred and to determine the appropriate corrective action when violations have taken place.

§ 764 Enforcement and Protective Measures of EAR is referred.

<https://www.bis.doc.gov/index.php/documents/regulation-docs/430-part-764-enforcement-and-protective-measures/file>

Fine and Imprisonment

Whoever knowingly violates or conspires to or attempts to violate the EAR, or any order or license issued thereunder, shall be fined not more than five(5) times the value of the exports or reexports involved or US \$50,000, whichever is greater, or imprisoned not more than five(5) years, or both.

Whoever willfully violates or conspires to or attempts to violate any provision of the EAR, or any order or license issued thereunder, with knowledge that the exports/re-exports involved will be used for the benefit of, or that the destination or intended destination of items involved is, any controlled country or any country to which exports or re-exports are controlled for foreign policy purposes, or to controlled country for military or intelligence gathering purposes contrary to the conditions under which the license was issued, an organization shall be fined not more than five(5) times the value of the export or re-export involved or US\$1,000,000 , whichever is greater; and, in the case of an individual, shall be fined not more than US\$250,000 , or imprisoned not more than 10 years, or both.

Embargo countries details:

<http://www.bis.doc.gov/index.php/policy-guidance/country-guidance/sanctioned-destinations>

https://www.pmddtc.state.gov/?id=ddtc_public_portal_country_landing

Terms and Conditions

Notwithstanding anything agreed to the contrary, in no event shall **Shichiyo Kousan Co., Ltd. and/or Shichiyo Kousan Web Shop "Front Line" (the "Suppliers")** be deemed to be in breach, or otherwise be liable to me, by reason of any delay in performance, or the non-performance, of any of its obligations if such delay or non-performance is prevented, hindered, delayed or otherwise made impracticable because of any Force Majeure Event (as defined below). "Force Majeure Event" means any causes, conditions, events or circumstances that are beyond the reasonable control of the Supplier, including without limitation, acts of God, labor dispute, strike, work stoppages, accidents, riot or civil commotion, epidemics, civil or military disturbances, act of public enemy, acts of war or terrorism, fire, explosion, lockout, storms, flood, landslides, lightning, earthquake, nuclear or natural catastrophes, failure of shipping facilities or transportation agencies, loss or malfunctions of utilities, communications or computer (software and hardware) services, embargo or insurrection or other form of industrial action, order or requirement of any government authority, omissions or delays in acting by any governmental authority, order or act of any government authority or similar cause beyond the control of the supplier, or any failure on the part of the Supplier to secure the import/export license(s), clearance(s) or permit(s) within the stipulated delivery deadline or at all.

-----End

米国輸出規則 - Export Administration Regulations (EAR)

EAR とは、米国商務省産業安全保障局が管轄している法律です。米国から軍民共用のアイテム（貨物（汎用品）、ソフトウェア、技術）を海外へ輸出する時に適用されます。また、米国以外の国から第三国へ再輸出する時にも適用されますので、米国製品を購入する方もこの法律を理解する必要があります。

EAR は米国から輸入した製品の不正二次輸出や不正使用を取り締まる規制です。

注：米国輸出規制は、米国商務省の他に、米国国務省、米国エネルギー省、米国財務省が担当しています。

この同意書に署名することで、米国製品の購入について米国輸出規制で製品が規制されていることを十分に理解していること承認します。

米国輸出規制違反が発生する可能性がある場合または発生したことが発覚した場合、取引を進めない場合があります。

また、輸出管理承認の過程で米国産業安全保障局または他の米国政府機関の職員に直接、または間接的に他の人物を通じて間接的に重要な事実を偽造または隠蔽、虚偽または誤解を招く表現、声明、または陳述をしないことを完全に理解しています。

EAR では、EAR の対象となる品目の輸出、再輸出、移転に直接携わる当事者のみならず、EAR の対象品目に関与する者が、特定の行為・取引に関連し、EAR 違反、または EAR に基づき発行されたライセンスの（条件）違反が行われた、違反が発生することとなる、または、違反の意図があることを承知しながら（with knowledge）、当該 EAR 対象品目を販売、移転、輸出、再輸出、融資、発注、購入、撤去、隠蔽、保管、使用、貸与、処理、輸送、転送、補修 等を行うこと等も禁止されています。

この場合、承知（knowledge）とは、特定の状況が存在している、または、特定の状況が実際に発生することが確かである、という積極的な認識をしている場合に限られず、そのような状況が現在存在しているか、または、将来発生する可能性が高いと認識している場合も含まれます。そのような認識は、特定の者に知られている事実に関して意図的に無視しようとした場合や、意図的に事実を避けようとする行為がある場合にも推測されます。従って、EAR の対象品目を取り扱う立場にある者は、特定の EAR 対象品目（またはその品目に関する取引）が EAR に違反していること、または、違反しそうな可能性があるとの認識がある場合には、（直接輸出、再輸出等をする立場ではなく、例えば、輸送、保険等輸出に関連したサービスを提供する立場にあるような）当事者も、そのような認識がありながら当該 EAR 対象品目に係る取引を行えば、EAR に違反することになり得ます。

EAR では、同規則の「対象となる品目」を米国から輸出、再輸出または国内移転（transfer [in-country]）をする者は、EAR で、個別の輸出許可（export license）を事前に米当局より取得することが不要となっているか、または、一般に輸出規制対象とされてはいるが一定の条件を満たすことにより輸出許可（ライセンス）取得義務の適用例外（以下、「許可例外」〔License Exception〕）となることが確認されない限り、米当局（BIS）よりしかるべき輸出許可を事前に得なければならないとの原則が大前提となっています。

輸出管理規則（EAR）に違反したと思われる場合は、自主的自己開示（VSD）を米国産業安全保障局に提出する必要があります。違反が発生した場合に発生し、適切な是正措置を決定します。

§ 764EAR の施行および保護措置についての参照は以下 URL より確認ください。

<https://www.bis.doc.gov/index.php/documents/regulation-docs/430-part-764-enforcement-and-protective-measures/file>

罰金と懲役

b(1) 総論

輸出管理法 (EAA) 及び／または輸出管理規則 (EAR) またはこれらのもとに発行された命令若しくは輸出許可に故意に違反したり、違反することを共謀したり、違反を企てる者は誰でも、関係する輸出品若しくは再輸出品の総額の 5 倍若しくは 50,000 ドルのいずれか大きい額以下の罰金、或いは 5 年以下の懲役、或いはその両方が科されるものとする。

(2)故意の違反

(i)関係する輸出品が、規制国または外交政策目的のため輸出若しくは再輸出が規制されている国のために使用されること、或いは関係する品目の仕向地または予定仕向地がこれらの国であることを知りながら、EAA、EAR、またはこれらのもとに発行された命令若しくは輸出許可の条項に、故意に違反したり、違反することを共謀したり、違反を企てる者は誰でも、個人の場合を除き、関係する輸出品または再輸出品の総額の 5 倍または 100 万ドルのいずれか大きい額以下の罰金が課せられ、また、個人の場合には、25 万ドル以下の罰金または 10 年以下の懲役またはその両方が課せられるものとする。

(i)関係する輸出品が、規制国または外交政策目的のため輸出若しくは再輸出が規制されている国のために使用されること、或いは関係する品目の仕向地または予定仕向地がこれらの国であることを知りながら、EAA、EAR、またはこれらのもとに発行された命令若しくは輸出許可の条項に、故意に違反したり、違反することを共謀したり、違反を企てる者は誰でも、個人の場合を除き、関係する輸出品または再輸出品の総額の 5 倍または 100 万ドルのいずれか大きい額以下の罰金が課せられ、また、個人の場合には、25 万ドル以下の罰金または 10 年以下の懲役またはその両方が課せられるものとする。

(ii)EAA または EAR のもとに規制国向けに品目を輸出または再輸出する輸出許可証を発行されている者であって、その輸出品または再輸出品が輸出許可証の発行条件に反して当該規制国によって軍事目的または情報収集目的のために使用されることを知りながら、国防長官にこのように使用されることを報告するのを故意に怠った者は、個人の場合を除き、関係する輸出品若しくは再輸出品の総額の 5 倍または 100 万ドルのいずれか大きい額の罰金が課せられ、また、個人の場合には、25 万ドル以下の罰金または 5 年以下の禁固またはその両方が課せられるものとする。

(iii)EAA § 5 または § 6、EAR、またはこれらのもとに発行された命令若しくは輸出許可のもとに課せられる輸出規制に違反して何らかの品目を輸出若しくは再輸出する意図をもって、または当該品目がそのように輸出若しくは再輸出されることを知っているか、確信する根拠を有しながら当該品目を所有する者は、EAA § 5 (或いは上記の規制に関連する EAR、またはこれらのもとに発行された命令若しくは輸出許可) のもとに課せられる輸出規制に違反した場合、本節の(b)(2)(i)項で示される処罰を受けるものとし、また、EAA § 6 (或いは上記の規制に関連する EAR、またはこれらのもとに発行された命令若しくは輸出許可) のもとに課せられる輸出規制に違反した場合、本節の(b)(1)項で示される処罰を受けるものとする。

禁輸国の詳細は以下 URL より確認できます：

<http://www.bis.doc.gov/index.php/policy-guidance/country-guidance/sanctioned-destinations>

https://www.pmddtc.state.gov/?id=ddtc_public_portal_country_landing

免責事項

本契約に定めがあっても、以下の場合、販売者は契約に規定された義務を履行できない場合や義務の履行に遅延を生じることがあっても、一切違反したとみなされません。 「以下の場合」とは、サプライヤーの合理的な管理が及ばない理由や状況を意味します。自然災害（嵐、洪水、地滑り、雷、地震）、労働争議、ストライキ、労働停止、事故、暴動、政情不安、伝染病、市民的または軍事的騒乱、戦争、テロ、火災、爆発、労働停止、原子力災害、輸送施設または輸送会社の障害、通信またはコンピューター（ソフトウェアおよびハードウェア）サービスの損失または障害、通商禁止または産業活動停止の政府機関の命令または要求、政府機関の停止または遅延、サプライヤーの管理、またはサプライヤーの輸出入許可、通関手続きまたは指定された配達期間内の許可の取得の失敗等。

ITAR (U.S. International Traffic in Arms Regulations) は、アメリカ合衆国が軍事技術や防衛関連製品の国際輸出・転送に適用する規制法です。

防衛関連製品、防衛関連サービス等の輸出管理 武器輸出管理法 (Arms Export Control Act、「AECA」) により、米国軍需物資リスト (U.S. Munitions List) に掲載されている品目に該当する防衛関連製品 (defense articles) および防衛関連サービス (defense services) の輸出管理は、国務省の防衛取引 管理局 (Directorate of Defense Trade Controls、「DDTC」) が、武器国際取引規則 (International Traffic in Arms Regulations、「ITAR」) に基づいています。

1. 適用範囲: ITAR はアメリカの国防関連製品を含む 21 のカテゴリーに分類されるアイテムに適用されます。これには、武器、軍事用ソフトウェア、テクニカルデータ、弾道ミサイル技術などが含まれます。したがって、これらのアイテムを輸出・転送する場合には ITAR の遵守が必要です。
2. 輸出制限: ITAR は、アメリカ合衆国以外の国や外国人に対する輸出、再輸出、転送、技術提供、技術データの配布に制限を課しています。輸出許可 (ライセンス) が必要な場合もあります。ITAR に違反すると、法的な制裁や罰則が科される可能性があります。
3. ライセンス申請: ITAR の対象となるアイテムを輸出する場合、一部のケースでは事前にアメリカ国務省のディレクトレイト・オブ・ディフェンス・トレード・コントロール (DDTC) に対してライセンスを申請する必要があります。ライセンス申請プロセスは複雑で時間を要する場合があります。
4. テクニカルデータ: ITAR は、アメリカの防衛関連企業が保有するテクニカルデータ (技術情報) にも適用されます。テクニカルデータの共有や配布にも制限があり、アクセス制御や適切なセキュリティ対策が求められます。
5. 制裁対象国: ITAR は特定の制裁対象国に対しても適用されます。これには、国際的な安全保障上の懸念がある国やテロリスト支援国家が含まれます。これらの国への輸出・転送には、通常、厳しい制限が課されます。

罰則について

ITAR に違反すると、いくつかの罰則や制裁が科される可能性があります。以下は一般的な例ですが、具体的な罰則は状況や違反の重大性によって異なる場合があります。

1. 刑事罰: ITAR 違反は連邦法に違反するため、刑事罰が科される場合があります。これには、罰金や懲役刑が含まれます。違反の種類や重大性に応じて、刑事訴訟が起こされる可能性があります。
2. 民事罰: ITAR 違反により、民事罰が科されることもあります。これには、違反行為によって引き起こされた損害の賠償、制裁金の支払い、契約の無効化などが含まれます。
3. ライセンス制限: ITAR 違反が確認されると、当該企業や個人はライセンスの取得や更新に制限が課される場合があります。これにより、輸出や関連取引の制約が生じる可能性があります。
4. 制裁措置: ITAR 違反が重大な場合、アメリカ政府は関与企業や個人に対して制裁措置を課すことがあります。これには、アクセス制限、金融制約、商取引の制限、ビザ制約などが含まれる場合があります。

ITAR について以下 URL より内容を確認できます:

- <https://www.pmddtc.state.gov/> (DDTC)
- <https://www.bis.doc.gov/> (U.S. Bureau of Industry and Security (BIS))

Shichiyo Kousan Co., Ltd.

8F #801/806 2-1-33 Nagatahigashi, Higashiosaka-Shi, Osaka 577-0012,

Japan

End Use Statement

I confirm on my behalf identified below that an order has been placed with Shichiyo Kousan Co., Ltd.

I also confirm that I have declared the ultimate end use of the product order and all parties to the transaction. I understand that these commodities were exported from the United States in accordance with the US Export Administration Regulations or the US International Traffic in Arms Regulations, as applicable; and in any case, the products consumed cannot be sold / sent to any U.S. embargoes countries.

I also confirm do not resale, re-export, transfer within Japan and bring out this product overseas.

(Please sign your name on this agreement after reading all the terms written in it)

私は、以下の通り代理店である七洋交産株式会社に注文いたしました。

また、注文した製品、最終的な使用者情報、製品の使用目的などの申告内容に相違ありません。

これらの製品は、米国輸出管理規則（EAR）または米国国際武器取引規則に従って、米国から輸出されたものであり虚偽や違反行為は米国法により追及・訴追の可能性があることを十分に理解しています。（説明をよくお読みいただいてからご記入ください。）

いかなる場合でも、許可なく購入した製品を再販売・譲渡、日本国外への持ち出し、米国および同盟・友好国の禁輸国に並びに反社会的活動者・団体へ販売/送付することはありません。

納品書・請求書番号 Shichiyo Kousan Invoice Number	
氏名 End User:(Name of the ultimate end-user)	漢字： 英文：
住所 End User Address:(Ultimate address)	漢字： 英文：
メールアドレス/連絡先/Email add /Contact No.	/
使用国 / Country of Ultimate Destination	日本国/Japan
使用目的 End Use:(Explanation of how these products will ultimately be used, operated, or employed once received and integrated into the inventory of the ultimate end user)	日本語： 英文：
製品名/ (SKU) /シリアル番号/個数/色/サイズ Product Name/ SKU /Serial#/Qty/color/size * If hard to filled up all product details, Please refer to the attached sheet.	
CERTIFIED TRUE AND CORRECT	
サイン(漢字) AUTHORIZED SIGNATURE:	
英字 名-姓 (First name-Last name) NAME:	
日付 (MM/DD/YYYY) DATE:	

*In the event of any conflict between the English and Japanese versions, the English version shall prevail.

Shichiyo Kousan Co., Ltd to comply with the requirements of the Personal Information Protection Law. In doing so, we will ensure compliance by our staff with the strictest standards of security and confidentiality. The purpose for which we may use your personal data to confirm the End-User identity and location, which are required to keep records related to this transaction for 5 years from the date of purchase. And the data will be disclosed only upon request by the U.S. Export Regulatory and/or the manufacturer.

※英語版と日本語版の間に矛盾がある場合は、英語版が優先されます。

七洋交産株式会社は個人情報の保護に関する法律を順守します。弊社従業員は業務上知り得たすべての個人情報に対し、厳格な水準の安全性と秘匿性を徹底いたします。業務上知り得た個人情報は、商品の購入日から5年間、最終使用者の身元と居住地を保管するように定めた、米国輸出規制と製造企業の要請により、弊社において、厳重に保管されます。

これらの個人情報は、米国輸出規制担当者もしくは製造企業からの開示要請があった場合にのみ、提供されます。

EARについてより詳しく知りたい方は以下URLの情報を参照してください。

<https://www.bis.doc.gov/index.php/regulations/export-administration-regulations-ear>

担当者印	承認印	責任者印

SAMPLE

Shichiyo Kousan Co., Ltd.

8F #801/806 2-1-33 Nagatahigashi, Higashiosaka-Shi, Osaka 577-0012,
Japan

End Use Statement

I confirm on my behalf identified below that an order has been placed with Shichiyo Kousan Co., Ltd.

I also confirm that I have declared the ultimate end use of the product order and all parties to the transaction. I understand that these commodities were exported from the United States in accordance with the US Export Administration Regulations or the US International Traffic in Arms Regulations, as applicable; and in any case, the products consumed cannot be sold / sent to any U.S. embargoes countries.

I also confirm do not resale, re-export, transfer within Japan and bring out this product overseas.

(Please sign your name on this agreement after reading all the terms written in it)

私は、以下の通り代理店である七洋交産株式会社に注文いたしました。

また、注文した製品、最終的な使用者情報、製品の使用目的などの申告内容に相違ありません。

これらの製品は、米国輸出管理規則 (EAR) または米国国際武器取引規則に従って、米国から輸出されたものであり虚偽や違反行為は米国法により追及・訴追の可能性があることを十分に理解しています。（説明をよくお読みいただいからご記入ください。）

いかなる場合でも、許可なく購入した製品を再販売・譲渡、日本国外への持ち出し、米国および同盟・友好国の禁輸国に並びに反社会的活動者・団体へ販売/送付することはいたしません。

納品書・請求書番号 Shichiyo Kousan Invoice Number	弊社記入欄	
氏名 End User : (Name of the ultimate end-user)	漢字 : 七洋 太郎 英文 : Taro SHICHIYO	
住所 End User Address : (Ultimate address)	漢字 : 〒577-0012 大阪府東大阪市長田東2-1-33 長田平成ビル806 英文 : Nagatahigashi Bld.806, 2-1-33, Nagata Higashi, Higashiosaka Shi, Osaka Fu, 577-0012, Japan	
メールアドレス / 連絡先 / Email add / Contact No.	info@frontlines.jp / 06-6745-1815	
使用国 / Country of Ultimate Destination	日本国 / Japan	
使用目的 End Use : (Explanation of how these products will ultimately be used, operated, or employed once received and integrated into the inventory of the ultimate end user)	日本語 : 日本でのスポーツ / レクリエーションに使用 英文 : For sports/recreational use in Japan	
製品名/(SKU)/シリアル番号/個数/色/サイズ Product Name / SKU / Serial# / Qty / color / size * If hard to filled up all product details, Please refer to the attached sheet.	弊社記入欄	
CERTIFIED TRUE AND CORRECT		
サイン(漢字) AUTHORIZED SIGNATURE :	七洋 太郎	
英字 名-姓 (First name-Last name) NAME :	Taro SHICHIYO	
日付 (MM/DD/YYYY) DATE :	12/31/2021	

*In the event of any conflict between the English and Japanese versions, the English version shall prevail.

Shichiyo Kousan Co., Ltd to comply with the requirements of the Personal Information Protection Law. In doing so, we will ensure compliance by our staff with the strictest standards of security and confidentiality. The purpose for which we may use your personal data to confirm the End-User identity and location, which are required to keep records related to this transaction for 5 years from the date of purchase. And the data will be disclosed only upon request by the U.S. Export Regulatory and/or the manufacturer.

※英語版と日本語版の間に矛盾がある場合は、英語版が優先されます。

七洋交産株式会社は個人情報の保護に関する法律を順守します。弊社従業員は業務上知り得たすべての個人情報に対し、厳格な水準の安全性と秘匿性を徹底いたします。業務上知り得た個人情報は、製品の購入日から5年間、最終使用者の身元と居住地を保管するように定めた、米国輸出規制と製造企業の要請により、弊社において、厳重に保管されます。

これらの個人情報は、米国輸出規制担当者もしくは製造企業からの開示要請があった場合にのみ、提供されます。

EARについてより詳しく知りたい方は以下URLの情報を参照してください。

<https://www.bis.doc.gov/index.php/regulations/export-administration-regulations-ear>

担当者印	承認印	責任者印

最終利用者証明書記入例（購入者記載）赤枠①～⑪を必ず直筆でご記入ください。

以下に記入例を挙げながら番号順に説明しておりますのでご参照ください。

①.購入者氏名を漢字でご記入ください。

例：七洋 太郎

②.購入者氏名を英字でご記入ください。

※英字氏名は名前：頭文字だけ大文字あとは小文字、苗字：大文字のみでご記入ください。

例：Taro SHICHIYO

③.購入者住所を漢字でご記入ください。

例：〒577-0012

大阪府東大阪市長田東 2-1-33

長田平成ビル 806

④.購入者住所を英字でご記入ください。

※書き方が分からぬ場合、住所翻訳サイトなどをご利用ください。

例：Nagatahesei Bld.806,

2-1-33,Nagata Higashi, Higashiosaka Shi, Osaka Fu, 577-0012,Japan

⑤.ご連絡のつきやすいメールアドレスをご記入ください。

※可能な限りキャリアメールアドレスのご記入はお控えください。

例：info@frontlines.jp

⑥.ご連絡のつきやすい連絡先を記入ください。

例：06-6745-1815

⑦.⑧.日本語/英語で使用目的をご記入ください。

※特別な理由がない限り以下のどちらかの文言で問題ございません。

1.趣味などで使用される場合

・日本でのスポーツ/レクリエーションに使用

・For sports/recreational use in Japan

2.官公庁従事者の方や製品を任務、業務等で使用される場合

・仕事、任務などに使用

・For Mission/duties/work use

⑨.購入者氏名を漢字でご記入ください。

例：七洋 太郎

⑩.購入者氏名を英字でご記入ください。

※英字氏名は名前：頭文字だけ大文字あとは小文字、苗字：大文字のみでご記入ください。

⑪.記入日を月/日付/西暦の順序でご記入ください。

例：12/31/2021